

# あがの民商ニュース

## 農業申告者へ税務署員訪問

先週農業申告者宅へ税務職員が「農業所得の内容に誤り事例が多くある」と訪ねてきました。その後、すぐに民商役員へ相談。税務署は「行政指導としてお願いしている」としています。

内容としては、

- 収入金額で「銀行等の口座に振り込まれた収入計上漏れ、家事消費」、**「事業消費の収入計上確認」**
- 必要経費で「租税公課（所得税、住民税、国保、国民年金、居住部分の固定資産税は除外してあるか）」、「動力光熱費（家事分の除外）」、「減価償却（家事分の除外）」

3年分の収支内訳書（平成27年、28年、29年）で雇入費の内訳、小作料・賃借料の内訳、事業専従者の氏名等、収入金額の明細など、必ず記入しなければならぬ太枠以外の記入も求めている指導です。

近年、担い手不足や、委託が増え農業規模が大きくなっています。収入金額の計上漏れ、経費の家事分（按分又は除外）、消費税課税業者の確認などで税務署への呼び出しが増えているのではないのでしょうか。近所や知り合いで困っている方がいたら民商をご紹介します。

## 農地（田）を売却で民商に相談

昨年の春頃に田んぼを、農業委員会を通して売却し、申告時期になりどうしようかと元会員さんが民商に来所されました。

書類が整っていないため必要書類を探す事になりました。相談者は譲渡で入ったお金の使いみちも申告しなければいけないのかと心配していました。

## 申告相談で入会

昨年の暮れに申告の書類をどう整理し、まとめればよいかわからないと電話相談があり、1月に民商に入会してもらいました。

阿賀野民主商工会  
阿賀野市南安野町一三八  
☎〇二五〇六二七二五八

NO 1637

商売くらしに役立つ！  
全国  
商工新聞  
月/500円



1・22 全国中小業者決起大会新潟県参加者

**阿賀野民商婦人部総会** 記

日時 2月12日(月)  
午前10時～午後2時  
場所 リスムハウス瓢湖  
参加費 1000円

総会では、消費税の増税とインボイスについてミニ学習会を行います。終了後、食事会と交流会となります。

## 安倍9条改憲 NO！ 全国市民アクション@新潟 キックオフ集会

- 日時 1月28日(日) 午後1時30分～
- 会場 りゅーとぴあ新潟市民芸術文化会館
- 講演 山口二郎さん(法政大学教授)
- 演題 「安倍9条改憲 NO！  
—今こそ地域から市民と野党の共同の大運動を！」

- 水原体育館前から会場までの往復バスを配車します。バス代往復500円
- 出発は 午後12時です。

主催/安倍9条改憲 NO！全国市民アクション@新潟

## 年末調整について

- 納付期限 平成30年1月22日(月)まで
- 給与支払報告書・総括表・法定調書は1月31日までに各市町村、税務署へ提出となります。(納税額が0の場合、納付書を税務署へ)

## 労働保険事務組合より

- 労働保険料3期分納入通知書は1月中旬頃に各事業所へ送ります。
- また、口座振替は1月31日となっています。